

◆Q&Aによるわかりやすい解説に、参照すべき法令・通知・判例を示してあり、日常の教務・校務に適切・迅速に対処できます。

◆全国の教職員・行政担当者が、教育現場の実情を踏まえ、その経験・知識を余すところなく盛り込んだ学校関係者必携の実務書です。

組見本 (B5判縮小)

第1章 校長・副校長(教頭)の職務権限

◇「必要に応じ授業を行う」をどう理解するべきか

Q 学校教育法37条7項の教頭の職務には「必要に応じ児童の教育をつかさどる」とありますが、同条5項の副校長の職務においては、授業を担当することは想定していません。今後、副校長と教頭の関係についてどのように考えればよいのか教えてください。



A 全国公立学校教頭会の「全国公立学校教頭会の調査(平成年度版)」によると、全国の副校長・教頭のうち、時間割に付られた授業を担当している者は、小学校で53.1%、中学で50.1%となっています。平成21年度までの調査は小中学校全体での合であり、平成15年度調査では59.1%だったものが着実に改善され、年度には48.6%と、はじめて2分の1を切ったと思われたのですが、査内容を大幅に変更した平成22年度は小学校で53.7%、中学校で49.9%と後退が見られましたが、その後も、約半数の副校長・教頭が教育課に位置づけられた授業を受け持っています。しかしながら、ここで注すべきは単に授業担当者の割合の数値ではないことです。ほぼ全ての校長・教頭が授業を受け持っている県と、ほとんど受け持つことのない都道府県が分かれているということです。校内事情というより、都道府県教育委員会の考え方によるところが大きいと考えられます。いずれにせよ、ほぼ半数の副校長・教頭が授業を担当している現実があります。学校教育法に規定された「副校長」の職務と関連させて考えてみましょう。

解説

1 教頭が授業を行うことについて
昭和49年6月1日の学校教育法の一部改正により、教頭が独立職となった

— 209 —

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

- 法令の改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望によりさしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

第3章 学校の組織・運営に関すること

◇中高一貫教育がねらうものは

Q 東京都は平成17年度から22年度までの6年間をかけて11校の中高一貫校を開設しました。また、他の府県においても、それぞれの地域を代表する名門高校が相次いで中高一貫校に移管されています。このような進学型の中高一貫校は当初から予定されていたものなのでしょうか。今、改めて、中高一貫教育の現状と、今後期待されている事柄について教えてください。



A 現在、公立の中高一貫校が増加しています。公立の教育校の設立は、生徒一人一人の個性伸長のために向け、高等学校教育の改善および中等教育制度の改善の一層の多様化を推進することを目的としたもので、平成11年4月から実施された「中等教育学校法」の施行により、平成29年度

第3章 学校の組織・運営に関すること

編や選択幅の拡大、特色ある教育課程の実施などが推進されてきました。平成9年6月26日に提出された中央教育審議会答申「21世紀を展望し、教育の在り方について」では、現行の中学校、高等学校の制度の見直しを中高一貫教育について論じられ、平成10年6月5日に、「学校教育法等に関する法律」が成立、同月12日に公布され、中高一貫教育の選択的導入がなされました。その後、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」及び「中等教育学校法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、平成11年4月の導入に備えられました。中高一貫教育の実施形態には、次の3形態があります。

- ① 学校教育法に1条学校として制度化された「中等教育学校」
- ② 同一の設置者により併設された中学校と高等学校を入学者選抜を行わず、6年間の一貫教育を行う「併設型」(学教71)
- ③ 既存の市区町村立中学校と都道府県立高等学校が教育課程の編成や教員間の交流等における連携を深めつつ一貫教育を行う「連携型」

なお、この連携型においても、平成16年4月の学校教育法施行規則の改正により、教育課程の編成基準の特例が認められるようになりました。平成27年度の中高一貫教育校の設置状況は、中等教育学校が52校、併設型が31校、連携型が82校となっています(併設型、連携型は中学校・高等学校1組を1校、平成15年度に和歌山県、平成21年度に神奈川県で設置された国立大学附属中学校・高等学校の連携型中高一貫教育校は、公立に含めて集計)。

2 中高一貫教育の在り方

公立の中高一貫教育は、高校進学率が98%(平成29年5月現在)を超える今日、生徒一人一人の能力や興味・関心、進路希望などに対応し、どのような中等教育を実施するかという教育的課題のもとに検討された制度です。したがって、本来受験エリート校を目指したものではありません。中学校・高等学校の6年間一貫した特色ある教育課程のもとで、生徒一人一人の個性を伸ばし、また、これからの社会に

★学校運営や教育の現場で直面する問題をわかりやすく解説!

Q
&
A

学校管理・運営の 法律実務

監修 森部 英生(群馬大学名誉教授) 若井 彌一(上越教育大学名誉教授)
編集 全国公立学校教頭会

◆校長・副校長・教頭・教職員の職務、学校の組織・運営、児童生徒への教育・生活指導、保護者・地域との関わりなど、学校をめぐる諸問題を幅広く取り上げています。



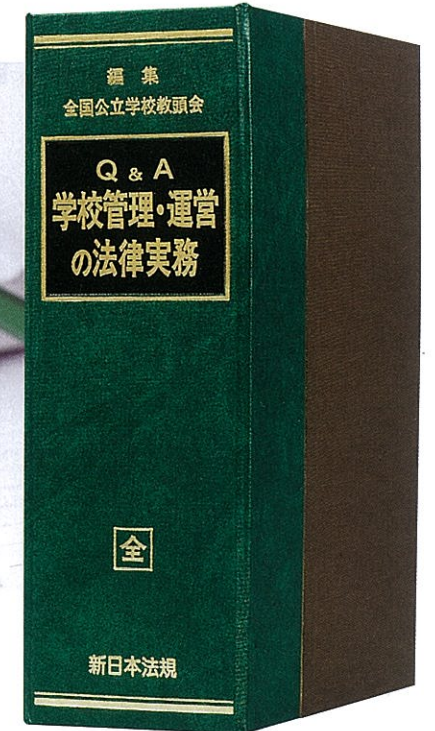
加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,486頁
定価13,200円(本体12,000円)送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

序章 「学校」と法律

- 「学校」とは
- 「学校」はどのような法律に支えられているか
- 最近、学校ではどのような法律問題が起きて
- いるか
- 国民の信託に応える学校経営と教育実践

第1章 校長・教頭の職務権限

1 校長の職務権限

- 「校務をつかさどる」とはどのようなことか
- 「所属職員を監督する」ことの中身は何か
- 校長の行う人事考課とはどのようなものか
- 校長の行う職務命令権とはどういう位置付け
- のものか
- 教育委員会から委任される権限とは何を指すか

2 教頭の職務権限

- 教頭の地位と職務権限をどう捉えたらよいか
- 「代理」「代行」と「代決」「専決」の違いとは
- 何か
- 「必要に応じ授業を行う」をどう理解するべきか

第2章 教職員に関すること

1 教職員の職務規律

- 職務命令の効果とはどのようなものか
- 勤務時間の振替をどう行うか
- 職専免研修の承認にはどのような配慮が必要か
- 秘密を守る義務とはどのようなものか
- 教職員の兼職・兼業は認められるか
- 教員の政治的行為の制限とはどのようなものか
- 交通機関のトラブルによる遅刻をどのように
- 取り扱うか
- 夏季休業中のプール指導を勤務として位置付
- けることができるか

2 教職員の問題行動

- 児童生徒からセクハラの話えがあったらどの
- ように対処したらよいか
- 精神疾患の疑いのある教師がいるときにはど
- うように対処したらよいか
- 体罰を繰り返す教師に対してどのように対処
- したらよいか
- 飲酒運転で捕まった時に問われる責任はどの
- ようなものか

3 教職員の分限・懲戒

- 分限処分と懲戒処分はどのように違うか
- 交通事故を起こしたときの責任はどのような
- ものか
- セクハラ防止対策についての管理職の責任は
- どのようなものか
- 病気休暇と病気による休職の違いはどのよう
- なものか

4 教職員の人事と勤務条件

- 休憩時間を勤務時間の最後に置くことはできるか
- 週休日や条例上の休日に行事を実施する場合
- にはどのような配慮が必要か
- 時間外勤務はどのようなときに命ずることが
- できるか
- 保護者の希望による時間外の勤務はできるか
- 年次有給休暇の承認について
- 育児休業と育児休暇はどのように異なるか
- 時間外勤務の割振変更をどのように行うか
- 旅行命令の範囲をどのように捉えるか
- 人事異動に本人の同意を必要とするか

- 人事考課制度をどう捉えるか
- 教職員の健康管理について校長にはどのような
- 責任があるか

5 教職員の研修

- 法令上、教職員の研修はどのように位置付けら
- れているか
- 命令研修と職専免研修の違いは何か
- 職員団体主催の教研集会への参加のサービスを
- どう扱うか
- 任意団体の研究会への参加のサービスをどのよ
- うに扱うか
- 長期の研修が認められるのはどのような場合か
- 教諭が国際大会に参加する場合のサービスはどの
- ように取り扱うか

6 公務・通勤災害

- 公務災害補償はどのようなものか
- 通勤団体の寄り道での事故は公務災害の対象と
- なるか
- 勤務時間中の不注意による負傷は公務災害とし
- て認められるか
- 帰宅途中卒業生に受けた暴行は公務災害とな
- るか
- 激務による過労から発症した疾病は公務災害
- となるか

7 職員団体

- 校内での分会活動はどこまで許容されるか
- 勤務時間中の団体活動は認められるか
- 職場交渉とはどのようなものか
- 適法な交渉とはどのようなものか

第3章 学校の組織・運営に関すること

1 校務分掌

- 校務分掌決定についての配慮事項はどのよう
- なものか

2 主任制度

- 主任の役割はどのようなものか
- 教務主任の役割はどのようなものか
- 学年主任の職務内容はどのようなものか

3 諸会議

- 職員会議の位置付けはどのようなものか
- 学年会を活性化させるにはどうしたらよいか

4 臨時職員・専門的人材等の活用

- スクールカウンセラーの活用についてどのよ
- うな配慮が必要か
- 学校ボランティアや講師の活動中の事故にど
- う対応するか

5 学級編制

- 学級編制の基準はどうなっているか
- 習熟度別指導を行う上での配慮事項はどのよ
- うなものか
- 転入生により急に児童生徒が増えた場合、年
- 度途中で学級編制替えをできるか

6 学校の性格と種類

- 小中一貫教育の現状と今後の展開について
- 中高一貫教育がねらうものは
- 特別支援教育をどのように理解するか

第4章 教育指導に関すること

1 教育課程・学習指導

- 標準授業時数の弾力的扱いほできるか
- 教科書の使用義務はどのようなものか
- 補助教材にはどのような教材が適切か。また、
- 使用する際の配慮事項にはどんなことがあるか

- 自作の教材を補助教材として使用する場合の
- 配慮事項と著作権についての配慮事項にはど
- んなものがあるか
- 年度途中で補助教材の変更または使用中止を
- することに問題はないか
- パソコン等から引き出した写真、図などを授業
- に活用する上での留意点は何か
- 歴史教育の偏向授業の訴えにどのように対処
- するか
- 宗教上の理由による授業への不参加にどのよ
- うに対応するか
- 台風等の接近による臨時休業をする場合、ど
- のような配慮をしたらよいか
- 体験的な学習活動、特にボランティア活動等
- を実施する上でどのようなことに配慮したら
- よいか

2 学校行事

- 信仰上の理由からの行事等への不参加に対し
- てどのように対応したらよいか
- 生徒の入選作品に盗作の疑いが持たれたがど
- のように対応したらよいか
- 校内行事での飲食物の販売を行い、収益を寄
- 付する行為は認められるか
- 修学旅行費を納めない児童生徒の参加をどう
- したらよいか
- 国旗・国歌の指導はどうあるべきか
- 運動会の昼食を親子一緒にするべきか

3 課外活動

- 放課後に一部児童生徒を対象に学習指導をす
- る場合、どのような配慮が必要か
- 放課後の部活動や生徒会活動などの指導はど
- うあるべきか
- 運動競技の対外試合に参加させるときは、ど
- のようなことに留意したらよいか

4 指導要録等

- 不登校児童生徒の指導要録の記入をどうするか
- 適応指導教室やフリースクールへの参加を出
- 席扱いとできるか
- 学校で住民登録と違う姓を使用することが認
- められるか
- 保護者からの指導要録の開示請求に学校とし
- てどう対応するか
- 通知表等成績物のクレームにどう対応するか
- 通知表の様式は学校裁量で作れるか

第5章 児童生徒の管理に関すること

1 入学・卒業

- 区域外就学はどのようなときに認められるか
- 学校が特定児童生徒の就学を拒否することが
- できるか
- 住民登録をしていない児童生徒の就学は認め
- られるか
- 申出による留年は認められるか
- 長期不登校児童生徒の進級や卒業の認定をど
- うするか

2 障害等のある児童生徒

- 特殊学級入級に同意しない保護者にどう対応
- するか
- 就学時健康診断を無視している保護者にどう
- 対応するか

3 外国人・帰国児童生徒

- 外国人児童生徒に就学の義務はあるのか
- 帰国児童生徒の編入にどう対応するか
- 外国人学校の卒業資格はどこまで認められるか

4 就学援助・奨励

- 就学援助の制度はどのようなものか

5 学校事故

- 登校時の児童生徒の事故で学校の責任が問わ
- れるか
- 児童が忘れ物を取りに帰って事故にあったが
- どう対処したらよいか
- 昼休み時間中に起きた生徒のけがの責任が問
- われるか
- ボランティア活動中の校外事故にどう対応す
- るか
- 部活動中の第三者に被害を与えた場合、どの
- ように対応するか
- 校内での金品の紛失にどう対処するか
- 校内暴力により負傷した生徒が補償を加害者
- に求めることができるか
- いじめを受けた生徒の保護者から学校の責任を
- 問われた場合、どのように対応したらよいか

第6章 児童生徒の生活指導に関すること

1 生徒指導

- 生徒指導全体計画、年間計画作成上の留意点
- は何か
- 連携を図るべき関係機関とはどのようなものか
- 校則の根拠はどこにあるのか
- 金髪に染色して登校した生徒への指導をどの
- ように行うか
- 生徒の所持品検査を行うことに問題はあるか
- 校内での金品盗難に対する指導をどのように
- 行うか
- 児童生徒に対する懲戒にはどのようなものか
- あるか
- 性行不良による出席停止を行う際の留意点は何か

2 反社会的行為・犯罪

- 少年が罪を犯した場合、どのような処遇があるか
- 飲酒・喫煙を繰り返す生徒に対する指導はど
- のようにするか
- 万引きが常習になっている生徒への指導はど
- のようにするか
- 学校の施設・設備の破壊に対し賠償を求める
- ことができるか
- 性的非行に対する指導を行う際の留意点は何か
- 薬物乱用防止教育はどのように行うか
- 生徒間暴力・対教師暴力にはどのように対応
- するか
- 非行生徒について警察から情報提供の要請が
- あった場合には、どのように対応するか

など

3 進路指導

- 進路相談とその計画についての留意点は何か
- 3年間を見通したキャリア教育とはどのような
- ものか
- 職場体験を行う際の留意点は何か

4 児童生徒の就労

- 児童生徒の就業についてどのような規制があるか
- 児童生徒の就労が許されるのは、どのような
- 場合か

5 いじめ、不登校等

- いじめを未然に防ぐための取組みにはどのよ
- うなものがあるか

- いじめを受けた児童生徒の保護者はどのよう
- な法的措置をとることができるか
- いじめを受けた児童生徒の転校の申出にはど
- う対応するか
- いじめによる自殺があった場合の学校の責任
- はどのようなものか
- 不登校児童生徒に対する指導における留意点
- は何か
- 不登校児童生徒の学校外教育はどこまで認め
- られるか
- 自殺予告があった場合にはどのように対応す
- べきか
- スクールカウンセラーをどのように活用するか

第7章 保健・安全、給食に関すること

1 学校保健・安全

- 児童生徒には健康診断の受診義務があるのか
- 伝染病に関わる出席停止措置をとる場合の留
- 意点はどのようなものか
- インフルエンザによる出席停止や臨時休業を
- 行うにはどうするか
- 教師が行う応急処置の範囲はどうなっているか
- 学校三師の職務はどのようなものか
- 学校環境衛生の基準はどうなっているか

2 学校安全

- 各教科・道徳・特別活動における安全指導に
- ついて、どのような規定があるか
- 交通安全教育を進めるに当たって、配慮すべ
- き事柄は何か
- 学校事故における損害賠償責任について、ど
- のような定めがあるか
- 学校事故の際の教職員の損害賠償責任および
- 管理職の監督義務はどのようなものか
- 施設・設備の瑕疵による事故にどのように対
- 応すべきか
- 安全点検を行うには、どのようなことに留意
- すればよいか
- 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災
- 害給付はどのようなものか
- 外部侵入者にどのように対応すべきか
- 来訪者に対する対応はどうあるべきか
- 通学途中の安全管理はどのようにするか
- 敷地内に駐車した職員の車に被害が発生した
- 場合、どのように対処するか

など

3 学校給食

- 学校給食の意義や目的は何か
- 病原性大腸菌0－157に関する配慮事項はど
- のようなものか
- アレルギー体質の児童生徒には、どのような
- 配慮が必要か

第8章 保護者、地域に関すること

1 保護者と学校

- 就学の督促はどのように行うか
- アメリカンスクール等への入学を希望する保
- 護者にどのように対応するか
- 児童生徒の海外転出の手続はどうなっているか
- PTAと学校の関係はどのようなものか

- 保護者からのお中元、お歳暮等をどのように
- 扱えばよいか
- 担任が保護者から暴力行為を受けた場合、ど
- う対応するか
- 授業が成立しない学級への対応を求められた
- 場合、どうするか
- 保護者から担任の交代を求められた場合、ど
- うしたらよいか

2 地域と学校

- 学校評議員制度とはどのようなものか
- 学校の自己評価はどのように行うのか
- 学校教育活動の一般公開とはどのようなものか
- 学校外から児童虐待の情報が伝えられたとき
- にどのような対処すればよいか
- 学校外の学習では、どのような施設をどのよ
- うな配慮の下で利用できるか
- 学校施設の開放をする際の留意点は何か
- 生徒の行動について地域から苦情が寄せられ
- た場合、どのように対応するか
- 学校が緊急時の避難場所として利用される場
- 合、どのように対応するか
- 大規模自然災害が発生した際、学校にどのよ
- うな対応が求められたか
- 地域と学校の関係はどうあるべきか
- 地域運営学校とは

第9章 学校事務・財務に関すること

1 学校事務

- 学校に備えるべき表簿は、どのように定めら
- れているか
- 学校事務職員の役割とは何か
- 事務引継ぎを行う際の留意点はどのようなものか

2 学校財務

- 学校における予算編成と執行管理、決算処理
- についての留意点はどのようなものか
- 私費会計の基本的考え方はどのようなものか
- 業者との契約についての留意点はどのような
- ものか
- 学校の財産はどのように管理すべきか

3 学校環境、施設・設備

- 防災計画作成上の留意点および防火管理者の
- 任命はどのようになっているか
- 学校施設内を全面禁煙にするにはどうするか
- 非常災害に備え、学校はどのような準備が必要か

第10章 情報公開と個人情報保護

- 指導要録の開示請求に学校はどう対応するか
- 調査書の開示請求に学校はどう対応するか
- 職員会議録の公開請求に学校はどう対応するか
- 事故報告書の開示要求に学校はどう対応するか
- 家庭調査をする際には、プライバシーについ
- てどのように配慮すべきか

など

附 録

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区山谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市奥区加茂1丁目4番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区山谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪府中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.4)550-1①

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。